

# 火災保険金訴訟と火災調査

[火災鑑定]

K3-08 2017.11/17- 2019.09/27

火災調査探偵団

火災による被害は、火災保険により填補され補償さる。しかし、それらは不可抗力により偶発的に発生したものであり、故意によるものは保険法により拒否される。この分界点は微妙であり、しばしば裁判となる。その際、火災鑑定の意味が問われることとなる。

The fire insurance and fire investigation

The damage by the fire is compensated by fire insurance and leaves the compensation. However, they were caused by inevitability accidentally, and deliberate things are rejected by the insurance law. This demarcation point is subtle, often to become the trial. At that time, the meaning of the Fire Investigation will be questioned.

## 1. 従来の火災保険制度の考え

損害保険は、商法第 629 条に「・・・損害保険契約は、当事者の一方(保険会社)が偶然なる一定の事故に因り、生じることあるべき損害を填補することを約し、相手方(被保険者)が之にその報酬を与えることを約するに因り、その効力を生ずる。・・・」(\* 原本は確認して・・)を基にして、契約行為が成り立っている(商法 665 条)。

この条文の「・・・偶然に生じた・・・」という言葉があることから、「偶然かどうか」を訴えることにより利益を得る「被保険者(り災者)」が、立証すべき性格のものである、とする傷害保険の判決が、平成 13 年 4 月 20 日の最高裁判決として出された。

平成 12(受)458 保険金請求事件、平成 13 年 4 月 20 日 最高裁判所第二小法廷 判決  
概要[・・・普通傷害保険契約における死亡保険金の支払事由を急激かつ偶然な外来の事故による死亡とする約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負う。]

以後、この判例が拡大的に利用され、一般的な火災や自動車事故の保険までもが同様の「被保険者(り災者等)の火災原因の立証責任がある」とされ、下級審の判例がその趣旨に続いた。しかし、この場合、火災保険では、「火災」と言う、万が一の不慮の出来事に遭遇した被保険者(り災者等)が、そのリスクから免れるためにかけた保険金の請求において、自らが火災の発生原因を立証しなければならないとするのは理不尽である、と言われていた。

このことから、平成 16 年に判決が変更され「拳証責任は、(本来、保険金として支払うべきものとなっているのに)支払わない状況を作った側(保険会社)にある」となった。

平成 16(受)988 保険金請求事件 平成 16 年 12 月 13 日  
最高裁判所第二小法廷 判決



写真 K308-1 炎上する火災

## 2. 保険金請求訴訟では、保険会社（主に被告側）に立証責任があるとされた判例

最高裁判決(平成 16 年 12 月 13 日第二小法廷)平成 16(受)988 保険金請求事件

判決理由（概略。原本で確認を）

**判示事項** 保険金の支払事由を火災によって損害が生じたこととする火災保険契約の約款に基づき火災保険金の支払を請求する場合における火災発生の偶然性についての主張立証責任

**裁判要旨** 保険金の支払事由を火災によって損害が生じたこととする火災保険契約の約款に基づき、保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わない。

### 1) 事実関係

ア、被告人 A（り災者）は、建物の所有者である。

イ、A は、保険契約を B 社（損害保険会社）としている。

ウ、平成 11 年 12 月 7 日午前 11 時ごろ、本件建物内で火災が発生し、本件建物 4 階の居室 20 m<sup>2</sup>を焼損し、その他の各室にも消火活動による水損等の被害が生じたほか、保管されていた家財、店舗の商品等にも被害が発生した。

エ、保険会社 B 社は、保険金詐欺放火の疑いをかけて、A に偶発的な火災であることを証明を要求し、保険金の支払を拒否した。このため、A が支払いを求めて提訴した。

### 2) 判例

「・・・商法は、火災によって生じた損害はその火災の原因のいかんを問わず保険者が填補する責任を負い、“保険契約者又は被保険者”の悪意又は重大な過失によって生じた損害は保険者がてん補責任を負わない旨を定めており（商法 665 条、641 条）、火災発生の偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とするとともに、“保険契約者又は被保険者”の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由としたものと解される。

商法は、これらの点にかんがみて、**保険金の請求者（被保険者）**が火災の発生によって損害を被ったことさえ立証すれば、火災発生が偶然のものであることを立証しなくても、保険金の支払を受けられることとする趣旨のものと解される。・・・本件約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、同損害が保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失によるものであることを免責事由としたものと解するのが相当である。

したがって、【要旨】「・・・**本件約款に基づき保険者に対して火災保険金の支払を請求する者（り災者）は、その火災の発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わないものと解すべきである。・・・**」とされた。

この判決により、火災の発生により損害を生じたことを申し出れば、保険金は支払われるべきで、支払わない時は保険会社がそのこと(支払を拒否する理由)を立証しなければならぬとされた。

### 3. 火災保険を取り巻く状況

#### (1) モラル・ハザード

保険制度の中には、モラル・ハザード (moral hazard) と言われる事案がある。

保険によりてん補されることを前提に、一般的な注意義務や事故回避などを行わないで、安易に保険制度に寄りかかって利益を得ようとすることである。これは、多数の善良な契約者の経済的利益を損なう行為となる。なお、保険金詐欺のような意図される実行行為などは、本来的には意味が異なるが、国内ではほぼ同義に扱われることがある。

このように、損害保険は経済的な均衡を図る中で、微妙な危険要因を抱え込んでいることになる。その危険因子を見過ごすとは社会正義に反するばかりか、保険事業そのものの信頼性が損なわれ、事業継続が危ぶまれる事態となる。このため、常に、適正な審査を必要としている。しかし、その対象とされるものが**焼失してしまう火災**にあつては、被保険者（り災者側）の立ち位置を見極めることは極めて難しいことでもある。

保険対象物の損害評価査定は、車両とその他に分かれ、国内の「損害鑑定人」制度において第三者的な公平性が確保されているが、原因の立証を確認することは欧米各国のようにはなっていない。それは、刑法に失火罪が設けられ、さらに放火罪には厳しい刑罰があることと、警察・消防の両機関による火災現場の捜査・調査により、国家的な視点から制度が成り立っていることが、欧米の民間分野における広がりとは相違している。

#### (2) 保険法

現在、保険約款によるトラブルを減らし、分かりやすいルールによるものとして商法から抜き出された「保険法」が、2010年（平成22）4月から施行されている。

**その条文は、**次のように示されている。

（火災保険契約による損害てん補の特則）

第16条 火災を保険事故とする損害保険契約の保険者(保険会社)は、保険事故が発生していないときであっても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならない。

（保険者の免責）

第17条 保険者は、“保険契約者又は被保険者”の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とする。

2. <略>

（損害額の算定）

第18条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地及び時における価額によって算定する。

2. 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によって算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によって算定する。

（保険給付の履行期）

第21条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、て

ん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2. <略>

3. <略>

#### [解説]

**16条は**、保険の目的物に生じた「水損や煙損害」など火災に付帯して発生する損害は火災保険の対象として扱い、損害をてん補することとなる。平成 25 年以降の保険料の値上げは、これらの収支バランスがあると言われている。

**17条は**、被保険者に故意又は重大な過失がある場合は、保険金を支払わない、とする「免責条項(故意免責)」である。保険法制定以前と同じで、保険契約者(自ら或いはその家族、従業員等)が「放火した火災」(故意)と推定される時は、支払拒否の理由となる。重大な過失に関しては、支払拒否の事例はあまり見当たらない。

**18条は**、損害額の査定は、時価とされる。約定保険価額がある時も著しく超える時は保険価額が対象とされる。火災保険は、損害評価を「時価額」としており、再建築時の価額から [建築から火災までの期間の原価償却(減損)]を差し引いた金額となる。建物火災の場合、被災者からすると、目減りが大きく感じられことから、現在は、選択肢として[再建築時価格(再調達価額)]での火災保険が多くを占めている。これは、保険契約時に査定価額を示し、その設定範囲で火災時の損害評価がなされることを説明して契約される。とは言え、この言葉に示す「(予定した)再建築費」とならないことがある。それは、保険契約時に評価した建物の価格(例:2600 万円として契約)が、り災後に建物の実評価を精査した価格(査定員が 2000 万と査定)されると、被保険者は 2600 万円として保険料を支払っていたとしても「精査された価格」が保険金とされることがある。これは、被保険者にとっては 2600 万円の再建がなされるものと思い保険料を支払っていたことから言えばおかしいと思えるが、保険価額として実対象の評価額が限度となる。その意味で、再建築保険時の契約は、できる限り正確に取り決める必要がある。

なお、焼損後の一定期間内に再建築された時に、新築時の建築費用を負担する「新価保険特約」と言う制限付きの保険も扱われている。

モラル・ハザードとされる悪意のある者を排除し、善良な契約者を守る制度とあわせて、保険会社ごとの違いを商品種別で示そうとする姿勢が表れている。

**21条は**、保険会社が必要とする不可欠な確認の期間を除いて、その確認調査に必要な合理的な期間が経過した後は、保険会社は、遅滞の責任を負うこととなる。保険会社にとっては、「火災原因の立証」を速やかに着手して結果を出す義務があると言える。ただし、保険契約者または被保険者が正当な理由なく、保険会社の調査を妨げたり、調査に応じなかったりした場合には、保険会社は遅滞の責任を負わないこととなっている。

#### 4. 免責条項の仕組み

##### (1) 免責条項(故意免責とも称される)

保険金の支払を拒否する「免責条項」は、被保険者等の故意によるもの、つまり「放火の疑い」を立証することになる。しかし、民間機関である保険会社が、被保険者等の「放火したと推定される」立証を、刑事事件の犯罪捜査のように“証拠”や“供述”をそろえることは事実不可能に近い。そこで、「・・・保険会社が、保険契約者等の故意又は重大な過失によるものは、実行行為者を特定することが要求されているわけではない。・・・直接証拠が存在しない場合、実行行為者を特定することは困難であることが多々あるが、そのような場合であっても、様々な間接事実を積み重ねることができる場合があり・・・ そのような場合には、故意免責が適用される、・・・」（高裁等の判決等から）とされている。

つまり、「放火した」と推定される要件（状況等）を積み重ねて説明（保険会社の立証責任）することにより提起できるものとしている。

（大阪民事実務研究会編著：「保険金請求訴訟の研究」判例タイムズ，No.1161，2004年）

##### (2) 免責条項の適用

火災保険をめぐる裁判ではこの「免責条項」が適用される例が数多くある。

「推定」有罪とも言える仕組みではあるが、前出のモラル・ハザードとして次のような判例がある。

##### [事例]

対象事件 平成 27 年 9 月 2 日判決民事 41 部

平成 26 年(ワ)第 18695 号(判例タイムズ No.1433 2017.04)

##### 保険法 17 条 1 項の適用(免責条項)

火災に被災した原告が、火災保険金の請求を求めて起こした訴訟に対して、判決は「保険契約者の故意等によって生じたものと認められる」として保険会社への被災者の支払請求を棄却した事例。

この裁判は、つぎのようなことが争点された。

- ①火災が、建物内部から出火し、無人で無施錠の状態で行われていた、電気・ガス、たばこ等からの出火の可能性がなく、出火箇所付近に灯油を散布した痕跡があり、「放火とされる火災である、との消防署作成の「火災調査書」が判定している。」ことから、出火原因が「放火」とされる。
- ②本件火災と隣接する時間帯にり災者が所有する他の建物が同様に火災となっている。
- ③出火建物敷地内にり災者居住の建物等があるが、それらには被害がないことから、り災者に対する怨恨の「放火」の説明ができない。
- ④今までに 3 度の火災を経験し、その都度、火災保険金を受け取っている。そのいずれも、本人が旅行等の不在の際に発生している。
- ⑤相応の借財がある。(利益が得られる)

まとめると、①～⑤のような状況から、「本件火災は、別件の各火災とともに、原告と意を通じた者の放火によって惹起されたものと推認されるから、原告の故意によって生

じたものと認めるのが相当であり、また、原告の法令違反によって生じたものということもできると解される。」したがって、本件火災については、免責事項が認められるとして原告訴えが棄却されている。

この判決内容から、まず、消防の火災調査書類で「放火」と判定されており、④から同一人が過去に3度も火災に遭遇している不自然さがあり、今回が4度目であることからすれば、それだけでも「一般的な経験則」からして、あり得ないこととなる。このように、幾つかの疑わしいとされる事実関係を推認することによって「免責事項」の適用がなされている。

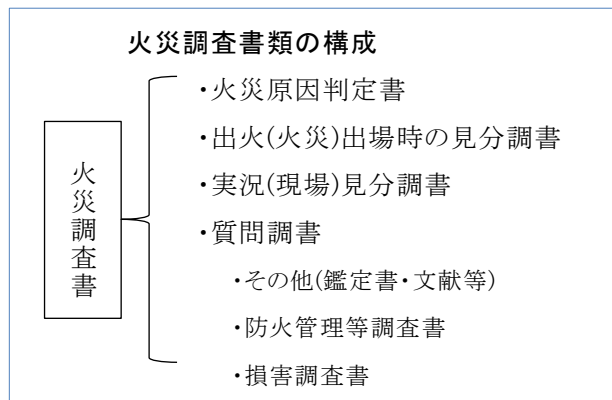
この場合にあっても「出火箇所」「出火原因」の判定が、最も具体的な説明が必要とされるものとなる。

### (3) 保険金請求の裏付け

火災現場の事情から見ると、通常、消防と警察が合同で、現場の調査・捜査を実施する。その際、捜査機関が「放火の嫌疑をかけない事案」は、意見の一致を図るうえからも、消防の火災原因も多くは「失火又は不明の出火原因」となる。

つまり多くが「放火ではない」

**火災調査結果**が、本人開示請求により**公文書**として入手され、この火災調査書類を根拠として被保険者(り災者等)の支払い請求が行われる。警察と連携しているゆえに、消防の火災調査結果が「放火」判定とされていると、故意免責となることが多くなる。これは、消防機関は公平性の度合いが高いため、あえて、消防判断として「放火と判定された」ことが重要視されることが多いと言える。



火災調査書類の構成から見られるように、多くは全文を統括する「火災調査書」を本人の情報開示請求により取得すれば、その時点で次に、判定書・見分書・質問調査書(本人のもの)を開示請求して、訴訟時の「り災があったこと」を示す証拠となる。

## 5. 争点とされる「免責条項(故意免責)」

### (1) 争点とされる事項

消防の書類が「放火でない」とされている場合。

上記の請求に対する反証(保険者=保険会社)は、消防の判定を覆して「免責条項」を適用しようとする事となる。消防の火災調査書類の**内容を覆す**ことが**応募側の主眼**となる。

このために、出火原因を「失火等」ではなく「放火の疑い」とするために、**概ね次の仕組み図の事項を変更させる**ことにより「故意免責」と向かうこととなる。

消防作成書類から

- ①出火箇所が違っている。
- ②新たな出火箇所には「**油脂分が検出**」される。

この①と②の説明ができると「放火」が推定されるベースができる。

さらに、③出火時の関係者の行動や二転三転する**曖昧な態度**、と④アリバイなどにより補強される。

そして、⑤被保険者の経済的困窮等により「**動機**」の一端を説明することにより、

ほぼ、多面的な積み重ねが可能で、「故意免責」の立証が可能となる。

図に示す6つの要因を取り上げて、個別事案を脚色して、それらしく組立てることとなる。

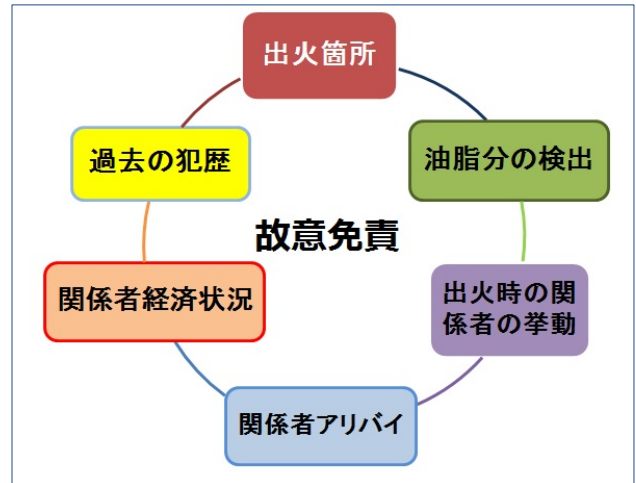
特に、①出火箇所、②油脂反応、⑤経済事情が**必須**とされることが多い。実際は、この項目が、必須ではないが、多くの火災保険を扱う訴訟では、このパターンを踏襲しようとする傾向がある。たぶん訴訟上の「成功経験(判例等から)」となっているものではないかと思われる。しかし、このプロセスの「**出火箇所の変更**」は**諸刃の剣**となることがある。

火災現場は、発見者や関係者等供述を踏まえ、消防・警察が現場調査を実施し、残渣物の撤去が進み、その上で発掘等がなされて、証拠品と目される物件も警察又は消防が当面は保管する。その数日後に、保険会社からの調査員が、これらの手順を踏まえないで、火災現場を見て、関係者の話しを組み立て、現場を確認することから、「**焼けの見方**」も**曖昧**となり、発掘跡を見ながら、結局の所、その付近からの「**油性反応**」に**頼る**ことが多くなる。現場発掘等の手順なしに、現場を判断することは、焼けの方向性もその説明も曖昧なものとなりやすく、このため「出火点」と呼ぶ箇所をムリに特定する傾向が顕著となる。これは、火災現場の進め方と言う正規のプロセスを踏まえないことから、現場を再調査した方の偏見や独断に陥る傾向が内包されるからである。もっとも、再調査する方の多くが、火災現場調査に必要とされ教育を習得していない方が多く、火災の現場調査と関係のない大学や研究機関等の関係者が多いことにある。このため、「出火箇所の考察」が曖昧で、文章による説明が分かり難くなる。

### (3) 争点に対するこじつけ

「出火箇所の判定」をこじつけることがある。それは、消防判定の出火箇所どおりだと、必然的に出火原因も消去法によるとは言え、ほぼ消防の原因判定と同じ結論へと向かうこととなる。そこで、出火箇所を「焼けの見方」などとは関係なく、異なる箇所へと誘導する。しかし、火災の調査は、消防だけでなく警察も合同で行っていることからすると、実態的にはかなりムリが生じる。

そこで、利用されるのが、助燃剤を裏付ける**油性反応**である。



捏造に近い油性反応の試験結果書が、作成され、提出されることがある（提出文書は、捏造されたものであっても結果としてそれをとがめられることはほとんどなく、又、試験結果の捏造を立証しようとするのは「悪魔の証明」に近いものがある）。

法曹関係者の多くの人々、本人の資質にもよるが、この種の一見、科学的な証明データには弱い。まあ、水俣病の裁判みたいなもので、「科学的」とされる捏造データを覆すことは思い込みもあり、難しい。

ここで、捏造データの一つが、ガスクロの検出データの問題である。

◎ 油分検出のチャートの不自然性。

右図から、上段は灯油のガスクロチャートで、幾つかのきれいなピークが明瞭である。

この検出チャートも「燃焼現場」から採取される試料分析では、中段や下段のような形に移行する。つまり、左側の引火性の高い（沸点の低い）成分は、早く減衰し、無くなっていく。

つまり、火災現場では、その火災の燃焼強度や燃焼時間、更に、資料の採取時期によって、それぞれ違ったチャートとなる。しかし、捏造されたチャートは、試薬品とほぼ同じきれいなチャートの検出結果が出される。さらに、そのグラフから、推定される「灯油の散布量」計算はほとんど手品のような「数値」となっており出てくる。

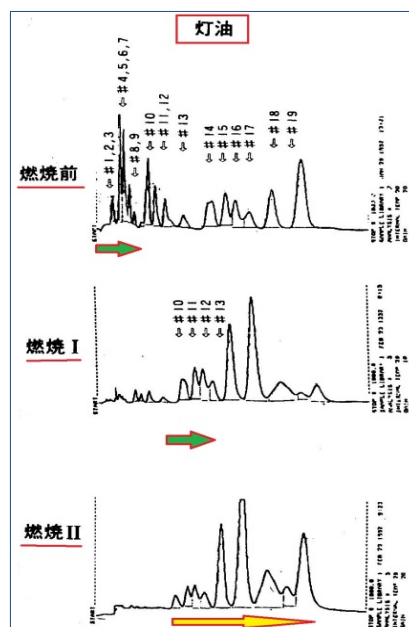
ガスクロトグラフによる灯油チャートは、通常の火災現場で採取された分析結果が試薬品の校正チャートと比較として、揮発性部分が低く、全体的にズレたチャートとなる。そのようなズレのまったくなく試験結果などが提出されるケースがある。

◎ 次に、火災現場でその試料を採取したことの事実がまったくないにも関わらず、試験結果がそれらしく提出され、図面上からだけ採取したこととなっているケースもある。また、採取されている場合もそのことが、り災者等の承諾の下でなされていない、ことがほとんどである。つまり、誰も知り得ない中で実行され、裁判ではそのことは不問とされるケースが多い。

◎ 次に、室内の鴨居や柱などの炭化物から検出したとされることである。しかも高濃度で。通常、床等に散布される場合は畳やフローリング板に浸透した部分を採取して油分抽出するが、室内の鴨居や柱等の部分に浸透しているとすると、室内が匂うため火災現場の発掘時に警察、消防で気づかないことはあり得ない。また、それほどに浸透していれば、油成分により消火が困難となり深く燃え込むことが多い。

このような捏造した油検出試験データを提出するのは、B社等特定の試験会社に見られることである。

この説明でも繰り返すが捏造を立証することは「悪魔の証明」であり、徒労である。





## [事例]

ある火災で、6時間近く燃え、警察、消防の合同調査に3日を要した広範囲の火災現場で、1週間後に「保険会社の調査員により、タタキの床面の板切れから、油反応が検出された」という話を聞いたことがある。その床付近は、消防活動時に大量の放水で水没していた床面で、その中の木片の油分が浮き出ないで留まったとする試験データに、当惑した覚えがある。そのような焼けの方向性を説明しうる事実は全くない現場であった。最終的には、裁判で消防判定に沿った判決内容となった。

一般的には、捏造された試験結果を頼りに、助燃剤の存在を全面に押し出して、出火箇所を説明すると、ほぼ消防の火災調査結果を覆し、故意免責に近い状況へと向かうものとなる。

### (4) 争点の意味が理解されないケース

火災保険金請求訴訟の場合、原告の被保険者（多くは被災者）に対する、被告の保険者（＝保険会社）の関係には、大きな「差」がある。被保険者側の弁護士さんは、実際、ほとんど火災と言う事象や警察・消防の動き、書類等に対する認識が少なく、反面、保険者側はこの種の訴訟に精通した大手の弁護士事務所が担当する。情報量や調査手法、知見の有無、立証方法等で圧倒的な「差」があり、その上で、被保険者側弁護士さんの「火災」に対する理解が薄いケースが見られる。これは、刑事裁判でも見られるが、民事裁判であるがゆえにさらに大きなハンディとなっている。裁判判例の雑誌に掲載される多くが「故意免責」が適用され、原告敗訴が多いこともありがちな傾向と言える。

### (5) 消防としての対応

基本的に、どのような経緯を経ても消防の判定結果がゆるぎないものとされる必要がある。

一つには、このような捏造される試験データが出てこないようにすることである。なぜなら、逆の立場では、捏造された試験結果を覆すことは不可能に近いから、火災調査を実施した時点でそのような後からのこじつけを許さない現場調査をすることである。

現在、消防大学校等で指導しているように、全ての消防本部で、原因判定の公正さを明確にするため現場の簡易「油性反応試験」を実施することである。

[雑誌: 東京消防 2019年7月号「火災現場における石油検知管の活用状況について」を火災調査員として、参考にされると良い。]

本来は、捏造でないことを証明させる手順が、裁判として確立されるべきものと言える。単純には、油性反応で出たとされる「資料」が、他の比較されるべき「資料」とあわせて相手側にも提供され、公的試験機関で**再鑑定**がなされる手順を明確にするべきと言える。つまり、「放火」とされる重要な判断要素となった「資料」は、例えば民事事件であっても**再検査に耐えるように保管を義務**づけるルールが作られることがより公正な判決に至るものと思う。

## 6. 透明性の高い火災鑑定

火災保険金に付帯するモラル・ハザードの課題を見据えつつ、厳格な審査の実施とともに、被災者の立場に立った円滑な保険金の支払いは、「火災」という特異性と国内的な制度の中では難しい面がある。その点では「悪意の行為者」を排除するのは容易でないことも事実である。特に、研究機関、工場、旅館等の火災では、出火前後の状況が限られた関係者だけの供述に左右され、真実に近づくことが困難とされる事案が多くある。「燃えてしまった」とは言え、焼損残渣物の状態や焼け方から考察して、第三者に説明しうる出火原因を見出すことは難しいが一歩でも近づくことが必要とされる。

しかし、反面、保険金の特約条項等に関わる未払い金問題、過去のテーブル・ファイヤー、特定の代理店による過剰保険など、影の部分もあるだけに「より透明性の高い」立証が求められているとも言える。

これらを踏まえると、放火とされる現場を見る眼を養い、むしろ、火災現場をよく見ることによって得られる**出火原因の不自然さ**から、出火箇所も含めて考察し、出火原因を他の出火原因を否定する中で、演繹的に導かれる論理により、消防の作成した火災調査結果との整合性から、モラル・ハザードを排斥する真正な結論が得られるようにすべきと言える。

そのことが**火災鑑定として求められる姿勢**であると思われる。



写真 k307-2 鎮火後の火災現場の焼損状況  
これら、火災現場を見る眼を養うことが、火災鑑定の第一歩となる。

[以上]  
Y.Kitamura